



MIYAZAKI CITY

第78回 宮崎市新型コロナウイルス感染症 危機管理対策本部会議

－ 資料 －

令和5年5月1日（月）

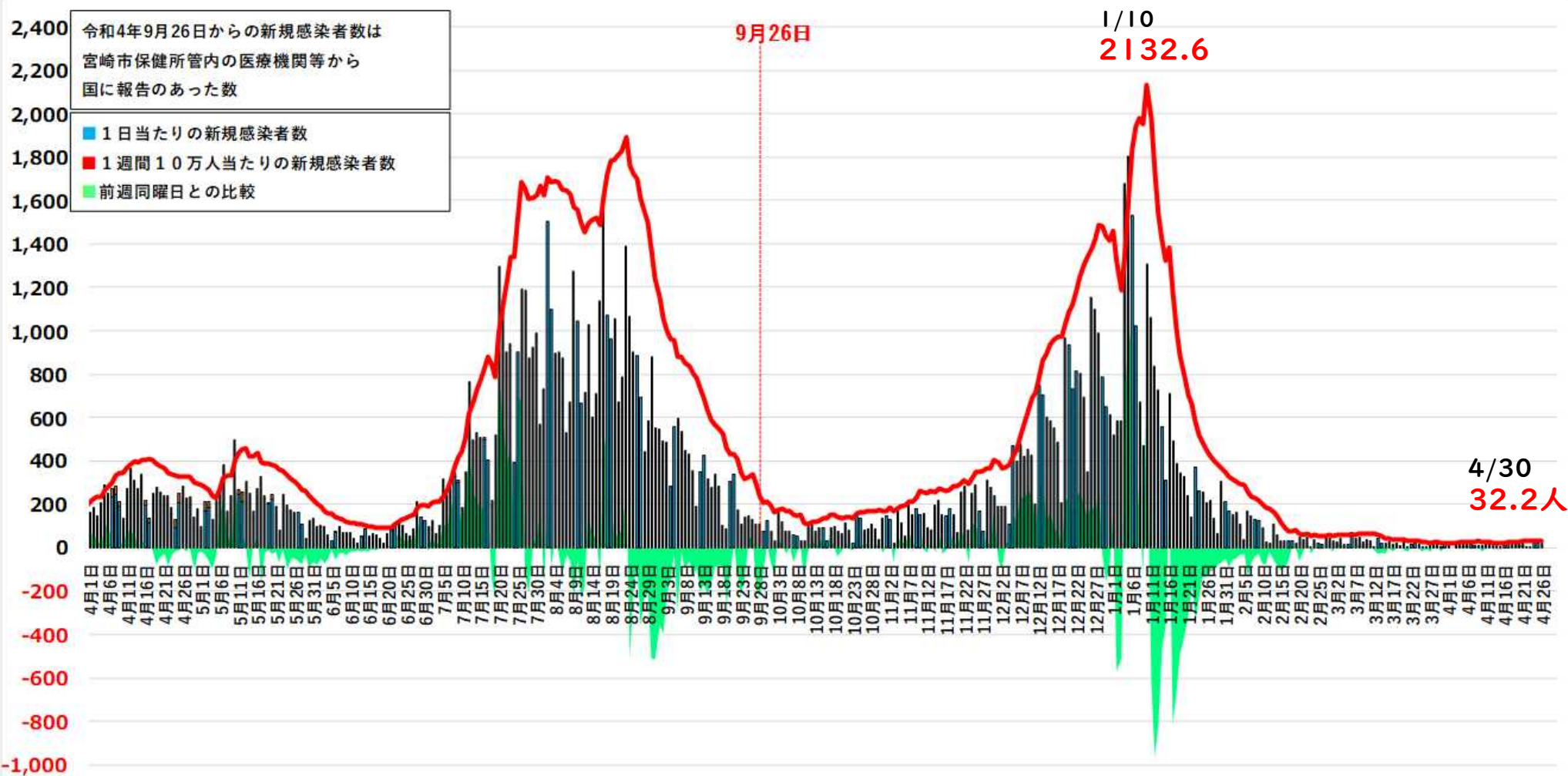
健康管理部 健康支援課 作成

宮崎市の感染状況（令和4年4月以降の新規感染者数の推移）

○ 4月30日の直近1週間10万人当たりの新規感染者数は、**32.2人**

○ 1月10日の2132.6人をピークに減少に転じ、2月下旬からほぼ横ばいで推移

(人)



宮崎市の感染状況（第1波～第8波における新規感染者数の推移）

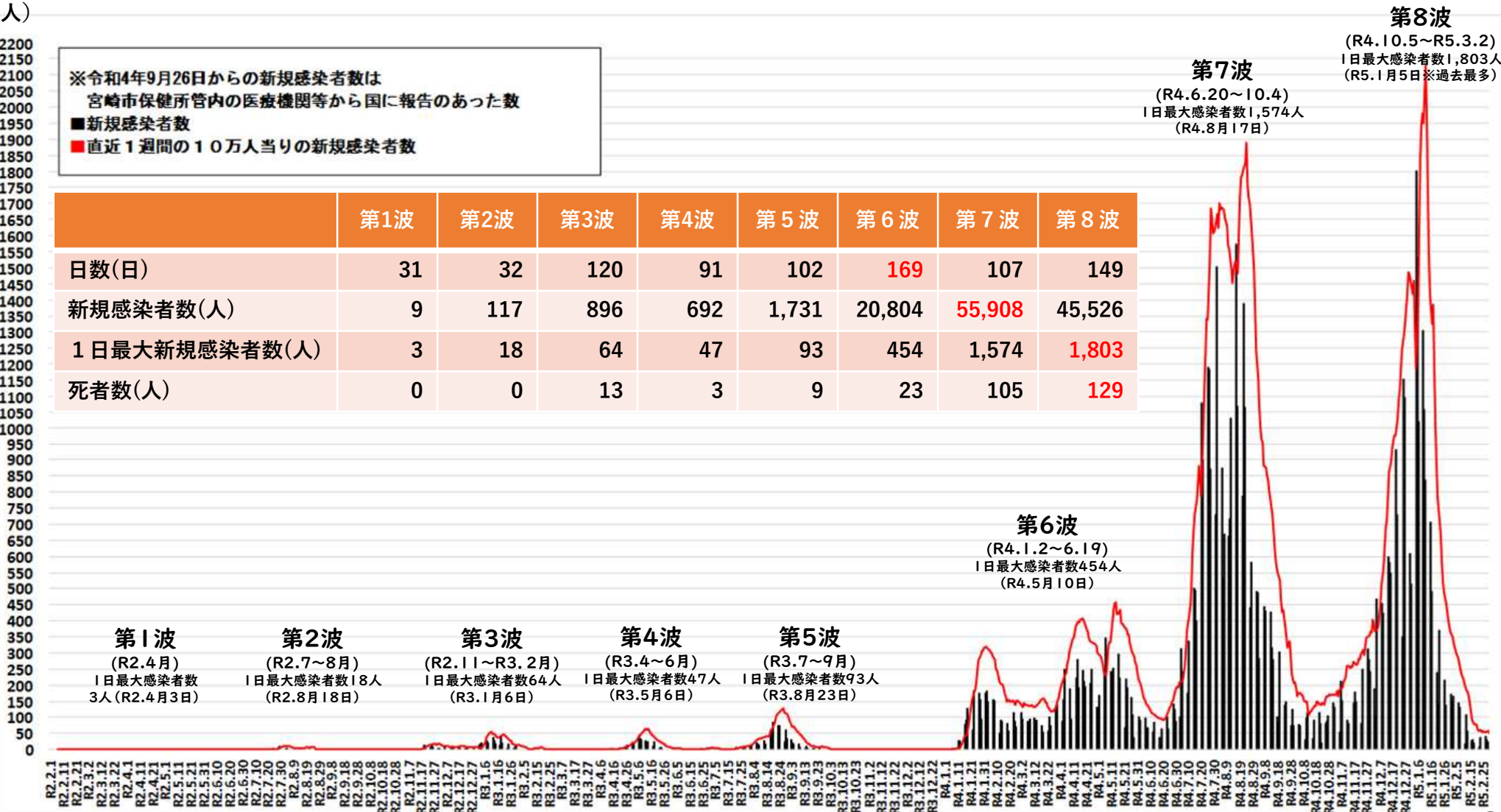
- 感染の波にあわせて、**新規感染者数**や**死亡者数**も増加
- 特に第8波時は、1日の最大新規感染者数が2,000人近くを記録した日も発生

(人)

※令和4年9月26日からの新規感染者は
宮崎市保健所管内の医療機関等から国に報告のあった数

■ 新規感染者数
■ 直近1週間の10万人当りの新規感染者数

| | 第1波 | 第2波 | 第3波 | 第4波 | 第5波 | 第6波 | 第7波 | 第8波 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-------|--------|--------|--------|
| 日数(日) | 31 | 32 | 120 | 91 | 102 | 169 | 107 | 149 |
| 新規感染者数(人) | 9 | 117 | 896 | 692 | 1,731 | 20,804 | 55,908 | 45,526 |
| 1日最大新規感染者数(人) | 3 | 18 | 64 | 47 | 93 | 454 | 1,574 | 1,803 |
| 死者数(人) | 0 | 0 | 13 | 3 | 9 | 23 | 105 | 129 |



第1波
(R2.4月)
1日最大感染者数
3人(R2.4月3日)

第2波
(R2.7~8月)
1日最大感染者数18人
(R2.8月18日)

第3波
(R2.11~R3.2月)
1日最大感染者数64人
(R3.1月6日)

第4波
(R3.4~6月)
1日最大感染者数47人
(R3.5月6日)

第5波
(R3.7~9月)
1日最大感染者数93人
(R3.8月23日)

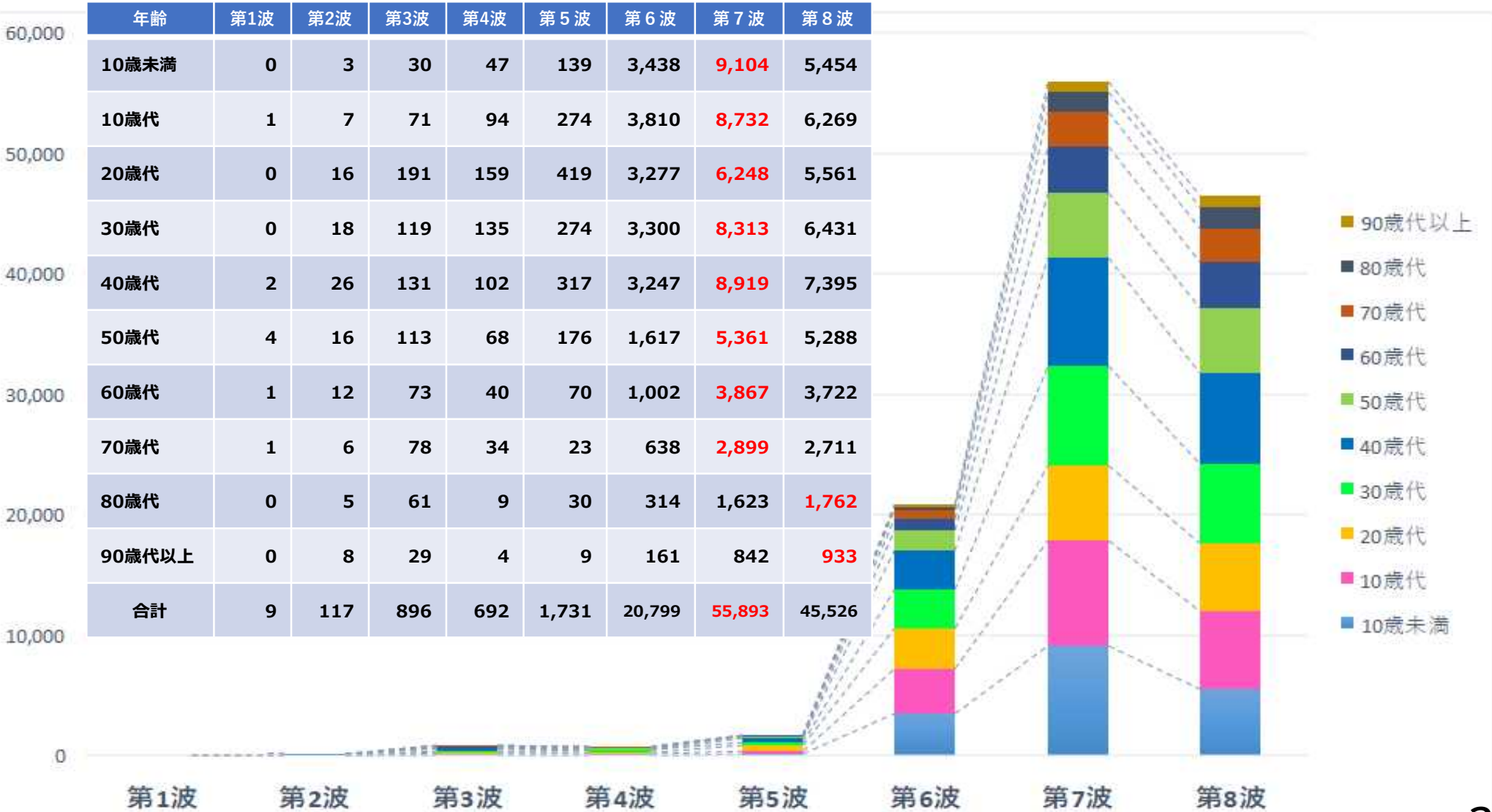
第6波
(R4.1.2~6.19)
1日最大感染者数454人
(R4.5月10日)

第7波
(R4.6.20~10.4)
1日最大感染者数1,574人
(R4.8月17日)

第8波
(R4.10.5~R5.3.2)
1日最大感染者数1,803人
(R5.1月5日※過去最多)

宮崎市の感染状況（第1波～第8波における年代別感染者の推移）

- 感染の波にあわせて、各年齢層の感染者の割合が増加
- 一方、新型コロナウイルスの接種により高齢者層の新規感染者数の大幅上昇を抑制



国における「5類感染症移行」に係る対策の全体像

- 新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日から「5類感染症」に移行
 - ・ 現在の「法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み」から、「**個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの**」に変更
 - ・ 外出や営業の自粛等を国や自治体が要請する法的根拠は、**廃止**

新型インフルエンザ等感染症

発生動向

- ・ 法律に基づく届出等から、患者数や死亡者数の総数を毎日把握・公表
- ・ 医療提供の状況は自治体報告で把握

医療体制

- ・ 入院措置等、行政の強い関与
- ・ 限られた医療機関による特別な対応

患者対応

- ・ 法律に基づく行政による患者の入院措置・勧告や外出自粛（自宅待機）要請
- ・ 入院・外来医療費の自己負担分を公費支援

感染対策

- ・ 法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み
- ・ 基本的対処方針や業種別ガイドラインによる感染対策

ワクチン

- ・ 予防接種法に基づき、特例臨時接種として自己負担なく接種

5類感染症

- ・ 定点医療機関からの報告に基づき、毎週月曜日から日曜日までの患者数を公表
- ・ 様々な手法を組み合わせた重層的なサーベイランス（抗体保有率調査、下水サーベイランス研究等）

- ・ 幅広い医療機関による自律的な通常の対応
- ・ 新たな医療機関に参画を促す

- ・ 政府として一律に外出自粛要請はせず
- ・ 医療費の1割～3割を自己負担
入院医療費や治療薬の費用を期限を区切り軽減

- ・ 国民の皆様の主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねる
- ・ 基本的対処方針等は廃止。行政は個人や事業者の判断に資する情報提供を実施

- ・ 令和5年度においても、引き続き、自己負担なく接種
 - 高齢者など重症化リスクが高い方等：年2回（5月～、9月～）
 - 5歳以上のすべての方：年1回（9月～）

【宮崎市】「5類感染症移行」に係る主な対応

| 項目 | 宮崎市の対応の具体的な内容(ポイント) |
|----------------|--|
| 医療提供体制の周知・協力依頼 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 県、県医師会、市郡医師会等の医療関係者と協議を行いながら、これまで対応してきた医療機関に引き続き対応を求めるとともに、新たな医療機関に参画を促すための直接の訪問や、Webでの意見交換会等を実施 |
| 入院調整 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 原則、医療機関間による調整 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当面の間は保健所が医療機関からの相談に対応 |
| 検査 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政検査(PCR検査)の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陽性者発生時、重症化リスクが高い者が多く入院する医療機関や、入所系・通所系サービスを提供する高齢者・障がい者施設の周辺の者への検査を、希望する事業者に対し実施 ※ 国での見直し時期となる9月末までを目途に、適宜実施 ○ 集中的検査(抗原定性検査)の継続実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県と同様に、感染状況悪化時、感染拡大の未然防止を目的として、医療機関や、入所系サービスを提供する高齢者・障がい者施設の従事者に対して、必要な期間、継続的に実施 ※ 週2回程度を頻度として、定点調査により実施 |

【宮崎市】「5類感染症移行」に係る主な対応

項目

宮崎市の対応の具体的な内容(ポイント)

高齢者施設
等での対応

- **市郡医師会と連携した感染症対応力強化事業の継続実施**
※ 従事者向けに、感染症対策研修会や感染対策に係る相談支援等を実施
- **抗原定性検査キット等配付事業の継続実施**
※ 従事者の出勤等を判断するための抗原定性検査キットや衛生用品の配布
- **県の無料検査終了に伴い、施設入所者等へのPCR検査費用助成事業及び在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業を終了**
※ 施設入所者等へのPCR検査費用助成事業
障がい者支援施設及び高齢者施設の入所者で、感染に不安を感じる無症状の者及び新規入所者に対するPCR検査の費用を助成(担当課…介護保険課・障がい福祉課)
※ 在宅の障がい者及び要介護者へのPCR検査事業
感染に不安を感じる在宅の無症状の障がい者及び要介護者に対するPCR検査の費用を助成(担当課…介護保険課・障がい福祉課)
- **感染対策を徹底のうえ、面会の再開・推進**

【宮崎市】「5類感染症移行」に係る主な対応

項目

宮崎市の対応の具体的な内容(ポイント)

その他

- 自宅療養者への**プッシュ型健康観察は終了**
- **令和5年5月7日届出分までは、療養証明書を発行**
 - ・「My HER-SYS」での閲覧は、令和5年9月末まで
- 自宅療養を安心して行えるよう、市民からの相談に対し、**宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口を案内**
 - ・ 宮崎県新型コロナウイルス感染症相談窓口 ☎0985-78-5670
- **新型コロナワクチンの積極的な接種に資する情報を、**市ホームページ等を活用しながら、引き続き**周知・啓発**
- その他、**感染対策に資する情報を、**市ホームページ等を活用しながら、引き続き**周知・啓発**
- **換気の徹底、等、必要な感染対策を庁舎(執務室)等に**おいて引き続き実施
- 職員のマスク着用は個人の判断。ただし、**不特定・多数の市民に接する窓口においては、市民の不安に対応する観点から**当分の間マスクの着用を**推奨**

宮崎市立小中学校の感染症対応について

★家庭では

- 発熱やかぜ症状がある場合は登校を控えましょう。
今後も手洗い・うがい等の感染防止対策は続けましょう。
- 学校に提出していた「健康管理チェック表」(検温)の提出は不要です。
- 子どもの身体の抵抗力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」、「バランスのとれた食事」を心がけてください。



★学校では

- 適切な換気・手洗いを行います。
- 学校教育活動では、マスクの着用を求めないことを基本とします。
- 感染状況が落ち着いている平時には、向かい合わせで給食を食べることもできます。
- 感染が流行した場合は、学級閉鎖等を実施します。



※ 学級閉鎖については、コロナやインフルエンザ等感染者数の合計がクラスのおよそ3割程度を目安とします。
学校と市教育委員会で判断し、学校が保護者へお知らせします。

★新型コロナ出席停止期間

- 児童生徒 … 発症後5日間を経過し、かつ、
症状が軽快した後1日を経過するまで
【無症状の感染者について】
検体を採取した日から5日を経過するまで

★出席停止の取り扱いの対象

- 児童生徒が感染した場合
- 合理的な理由(同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなど)がある場合
- 医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患があることにより重症化するリスクが高い児童生徒

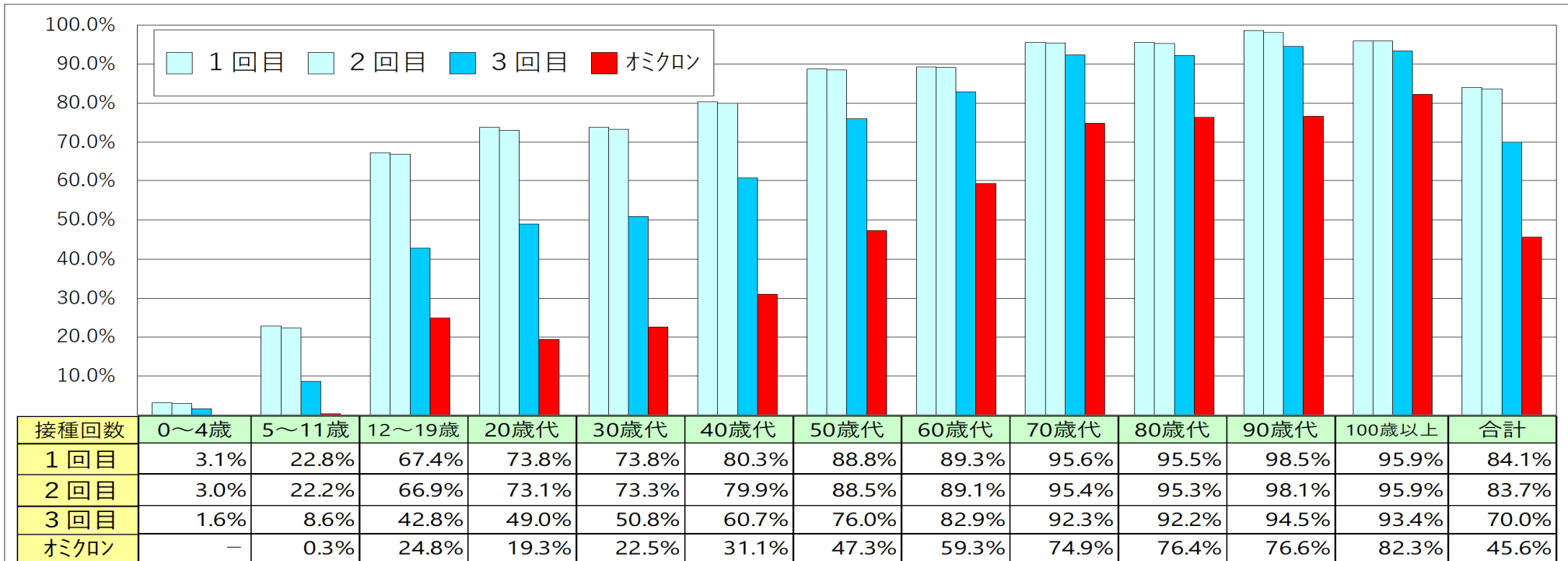


宮崎市の新型コロナワクチン接種状況（4月27日時点）

オミクロン株対応ワクチンの接種回数・接種率

| | 宮崎市 | | | 宮崎県 | | | 国 | | |
|-------|---------|-------|---------|---------|-------|-----------|------------|-------|-------------|
| | 接種回数 | 接種率 | 人口 | 接種回数 | 接種率 | 人口 | 接種回数 | 接種率 | 人口 |
| 総人口 | 163,317 | 40.7% | 400,918 | 468,148 | 43.4% | 1,078,190 | 56,626,583 | 45.0% | 125,918,711 |
| 65歳以上 | 82,880 | 72.3% | 114,573 | 未公表 | 未公表 | 353,423 | 27,335,681 | 76.1% | 35,928,838 |

宮崎市の年代別接種数・接種率



※「合計」は、12歳以上の接種率 ※「0歳」は生後6か月から ※「3回目」は、従来株対応ワクチン及びオミクロン株対応ワクチンで接種した回数に対する割合

※「オミクロン」は、オミクロン株対応ワクチンで3～5回目接種をした回数に対する割合

新型コロナワクチン「令和5年春開始接種」の開始について

5月8日(月)から、

「令和5年春開始接種」がスタート!

[医療機関で実施]

令和5年度 5月8日～8月

3回目以降の接種を受けていない方には、接種券を発送しません。
お手元の接種券をご使用ください。

65歳以上の高齢者および
医療・介護従事者

接種券は**一斉発送**されます

直近の接種を

3月31日までに終了の方 ▶ 5月22日発送
4月1日～5月31日に終了の方 ▶ 6月26日発送

5歳～64歳の
基礎疾患を有する方

希望者は
接種券の**発行申請が必要**です

申請受付中 / 接種券は順次発送

申請先：市ワクチン特設サイトまたはワクチンコールセンター

接種費用は引き続き**自己負担なし(無料)**です。

※5～11歳の接種(オミクロン株対応ワクチン)は5月8日以降も継続

小児（5～11歳）のオミクロン株対応ワクチン接種

令和5年4月1日から、3回目以降の追加接種に

オミクロン株対応ワクチン を使用します

接種券について

3回目の接種

2回目の接種を終えてから
3か月経過する前までに
市から発送 します。

4回目の接種

希望者は **発行申請が必要** です。

「ワクチン特設サイト」または
「ワクチンコールセンター」より
申請してください。

宮崎市 新型コロナワクチンコールセンター

0985-78-0567 (ワクチンコロナ)

● 受付/月～土曜 8:30～18:00 ※日曜・祝日・年末年始を除く

宮崎市
新型コロナワクチン
特設サイト





令和5年5月8日から

事業者の皆さまの自主的な取組、判断が基本 となります

| 対応例 | 対策の効果など | 今後の考え方 |
|--------------------------------|---|--|
| 入場時の検温 | 発熱者の把握や、健康管理意識の向上に資する可能性 | 対策の効果（左欄参照）、機器設置や維持経費などの実施の手間・コスト等を踏まえた費用対効果、換気など他の感染症対策との重複・代替可能性などを勘案し、事業者の皆さまにおいて実施の要否判断が基本となります。 |
| 入口での消毒液の設置 | <ul style="list-style-type: none">・手指の消毒・除菌に効果・希望する者に対し手指消毒の機会の提供 | |
| アクリル板、ビニールシートなどパーティション（仕切り）の設置 | <ul style="list-style-type: none">・飛沫を物理的に遮断するものとして有効・エアゾルについては、パーティションでは十分な遮断はできず、まずは換気の徹底が重要 | |

療養期間の目安

0

日目

1

日目

2

日目

3

日目

4

日目

5

日目

6

日目

7

日目

8

日目

9

日目

10

日目

発症後5日を経過し、

かつ症状軽快から24時間経過するまでの間は、外出を控えることを推奨



10日間が経過するまでは、

マスク着用や

ハイリスク者との接触を控える
ことを推奨



- (※1) 喉の違和感、咳など、いつもと体調が異なる症状が出た日。無症状の場合は検体採取日を0日目とする。
- (※2) こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。
- (※3) 発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続く場合には、マスク着用など咳エチケットを心がけましょう。

5類感染症移行後は、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはありません。
また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められません。

※家族や同居されている方が感染した場合、外出する場合は、感染者の発症日を0日として、特に5日日間は体調に注意してください。
7日間までは発症する可能性があるため、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮をしましょう。

★医療機関を受診する時は、マスクを着用しましょう

市民の皆さまへ（引き続き、基本的な感染対策の継続を！）

5類移行後も、流行状況に関心を持ち、自主的に感染を防ぐ行動をとることが重要です
正しい情報に基づき、自身の健康を守っていきましょう！

体調不安・有症状時は、自宅療養や受診を



場に応じたマスク着用・咳エチケットを

- ・必要に応じてマスク着用ができるように
外出時はマスクを携帯しましょう！

換気の徹底・「三つの密」の回避を

- ・密閉空間（換気が悪い）
- ・密集場所（多くの人々が密集）
- ・密接場面（手が届く距離での会話や発声）

手洗いを日常の生活習慣に

- ・食事前、トイレ後、
帰宅時などには手洗いを



新型コロナウイルスワクチンの接種を

- ・早期に
オミクロン株対応ワクチンの接種を



感染への備えを日頃から

- ・抗原検査キット、解熱鎮痛薬
1週間程度の食料品や
日用品を準備しましょう！

